
第 5 章 顕著な普遍的価値の保存管理

5.1 顕著な普遍的価値を表す要素の明確化

「古都奈良の文化財」を構成する建造物群、文化的景観及び考古学的遺跡は、8 世紀の日本の都であった平城京の姿を現在に伝えるとともに、都が京都に移ってから現在に至るまで絶えず多くの人が生活する古都として発展、変化してきた奈良の長い歴史が幾層にも積み重なり、同じ空間に共存している。構成資産の範囲に存在する様々な有形、無形の要素、地上物、地下遺構等について、世界遺産としての価値を構成する「顕著な普遍的価値を表す諸要素」とそれ以外の諸要素を整理すると図 5-1 のとおりとなる。また、これらの分布を図 5-2～図 5-8 に示す。

世界遺産「古都奈良の文化財」の包括的保存管理の対象

資産範囲に含まれる諸要素

建造物群：東大寺、興福寺、春日大社、元興寺、薬師寺、唐招提寺

ア 顕著な普遍的価値を表す諸要素

- ① 歴史的建造物群 (国宝・重文) 有形の要素：東大寺南大門等 78 要素
無形の要素：信仰、精神性 等
- ② 地下遺構・遺物を含む境内地 (史跡) 有形の要素：地下遺構・遺物 等
無形の要素：信仰、精神性 等

イ 顕著な普遍的価値を表す諸要素と密接に関わる諸要素

- ① 宗教空間を構成する工作物 建造物群と一体的に宗教活動に供する建造物 等
- ② 保存・活用のための施設等 便益施設 (駐車場等)、管理施設、展示施設 等

ウ 顕著な普遍的価値と直接的な関係性のない諸要素 上記以外の要素

文化的景観：春日大社、春日山原始林

ア 顕著な普遍的価値を表す諸要素

- ① 有形の要素 神社境内、社叢林、社殿 (31 要素)、地下遺構・遺物 等
- ② 無形の要素 神社境内・社叢林の一体性、信仰、精神性 等

イ 顕著な普遍的価値を表す諸要素と密接に関わる諸要素

- ① 宗教空間を構成する工作物 境内での宗教活動に供する建造物 等
- ② 保存・活用のための施設等 便益施設 (駐車場等)、管理施設、展示施設 等

ウ 顕著な普遍的価値と直接的な関係性のない諸要素 上記以外の要素

考古学的遺跡：平城宮跡

ア 顕著な普遍的価値を表す諸要素

- ① 地下遺構・遺物 平城宮遺構、地下に残る遺物 (礎石、瓦、土器、木簡 等) 等

イ 顕著な普遍的価値を表す諸要素と密接に関わる諸要素

- ① 保存・活用のための施設等：遺構表示 (復原展示を含む) 復原建物、基壇表示 等
- ② 保存・活用のための施設等：便益施設 便益施設 (駐車場等)、管理施設、展示施設 等

ウ 顕著な普遍的価値と直接的な関係性のない諸要素 上記以外の要素

緩衝地帯に位置する諸要素

- ① 自然的要素 自然・造成地形、河川、樹林 (植栽) 等
- ② 人文的要素 建築物、工作物 (道路、駐車場等を含む) 等

周辺地域 (主として歴史的環境調整区域) に位置する諸要素

- ① 自然的要素 自然・造成地形、河川、樹林 (植栽) 等
- ② 人文的要素 建築物、工作物 (道路、駐車場等を含む) 等

図 5-1 世界遺産「古都奈良の文化財」の包括的保存管理の対象

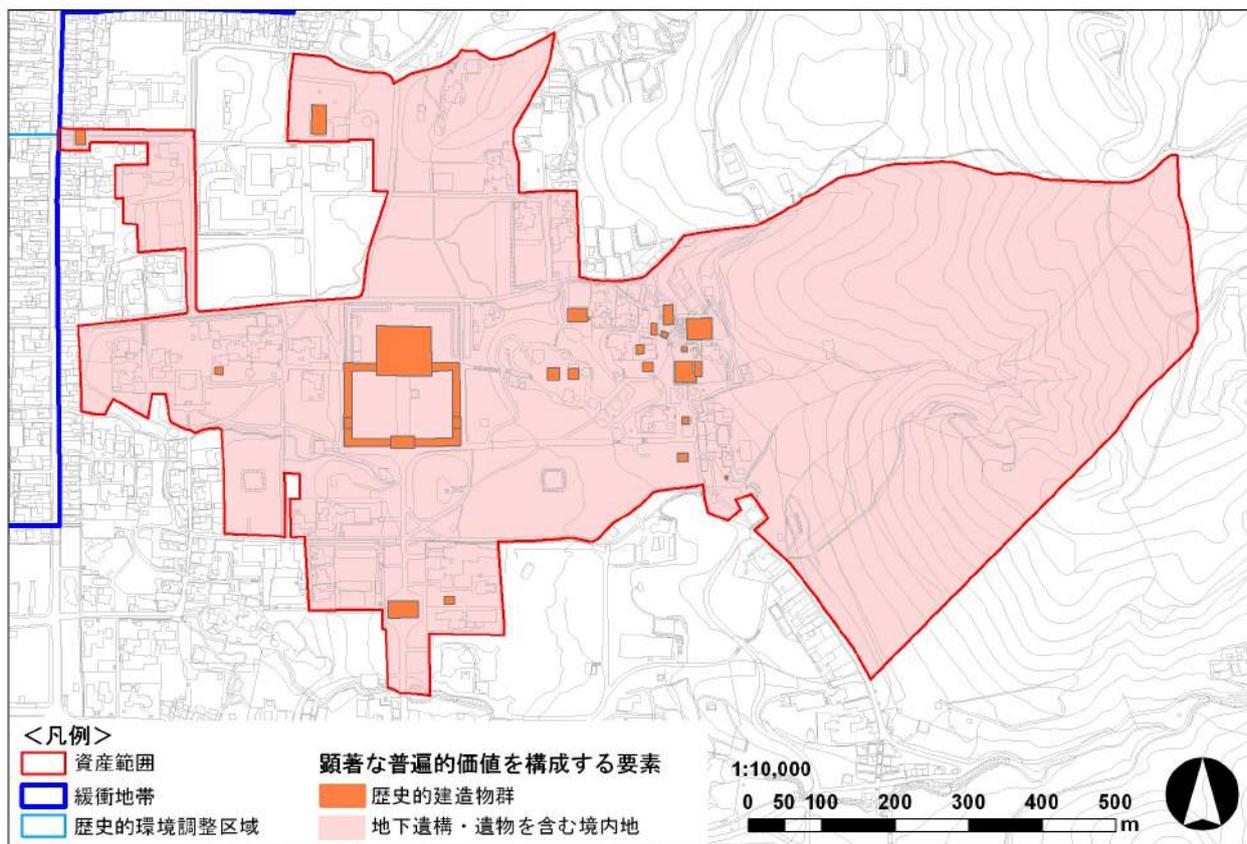


図 5-2 本資産を構成する諸要素 (A 東大寺)

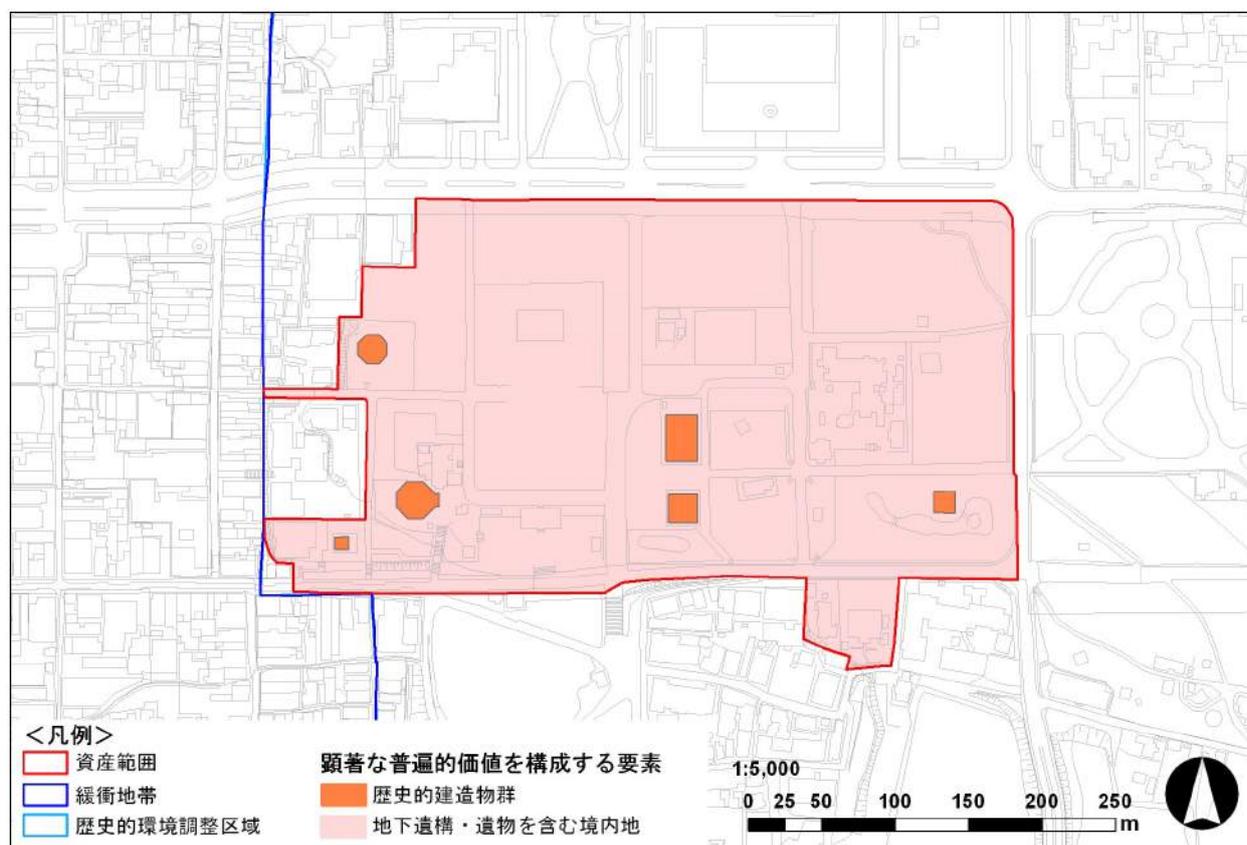


図 5-3 本資産を構成する諸要素 (B 興福寺)

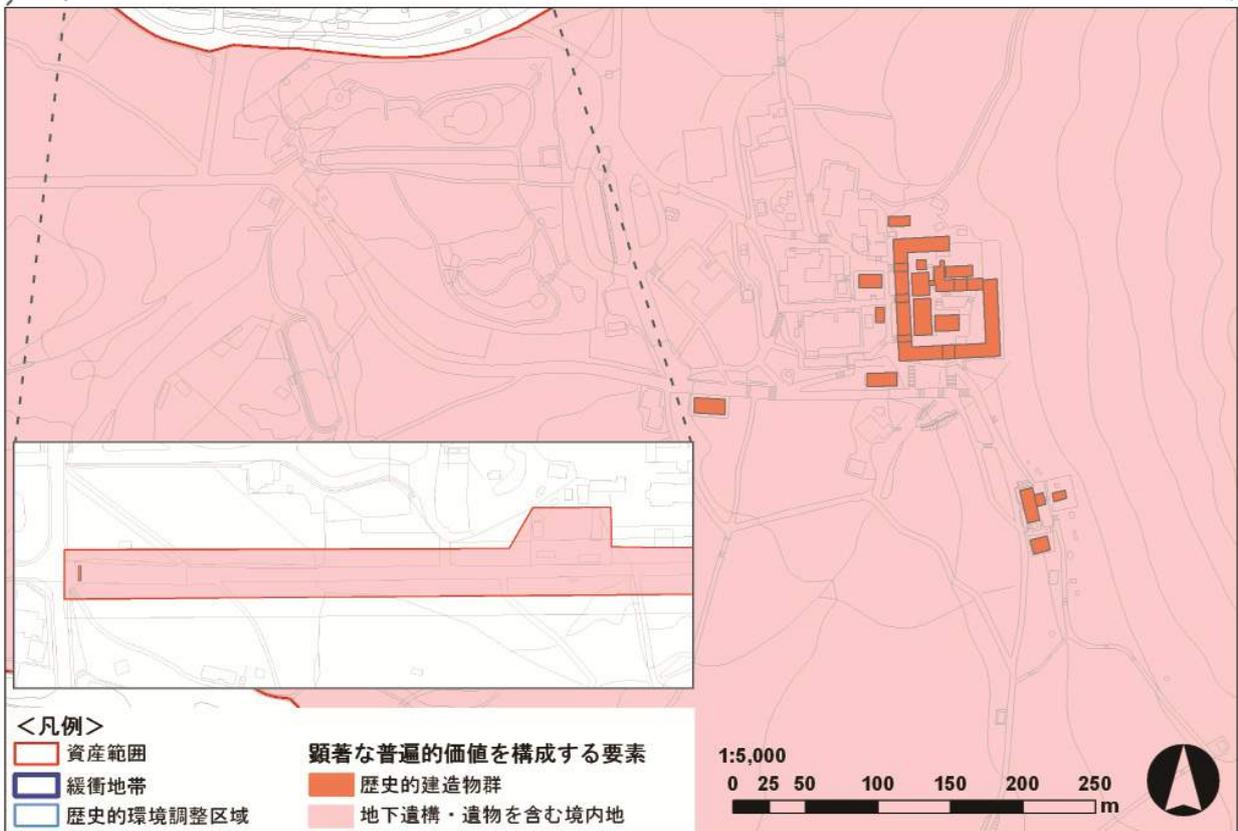
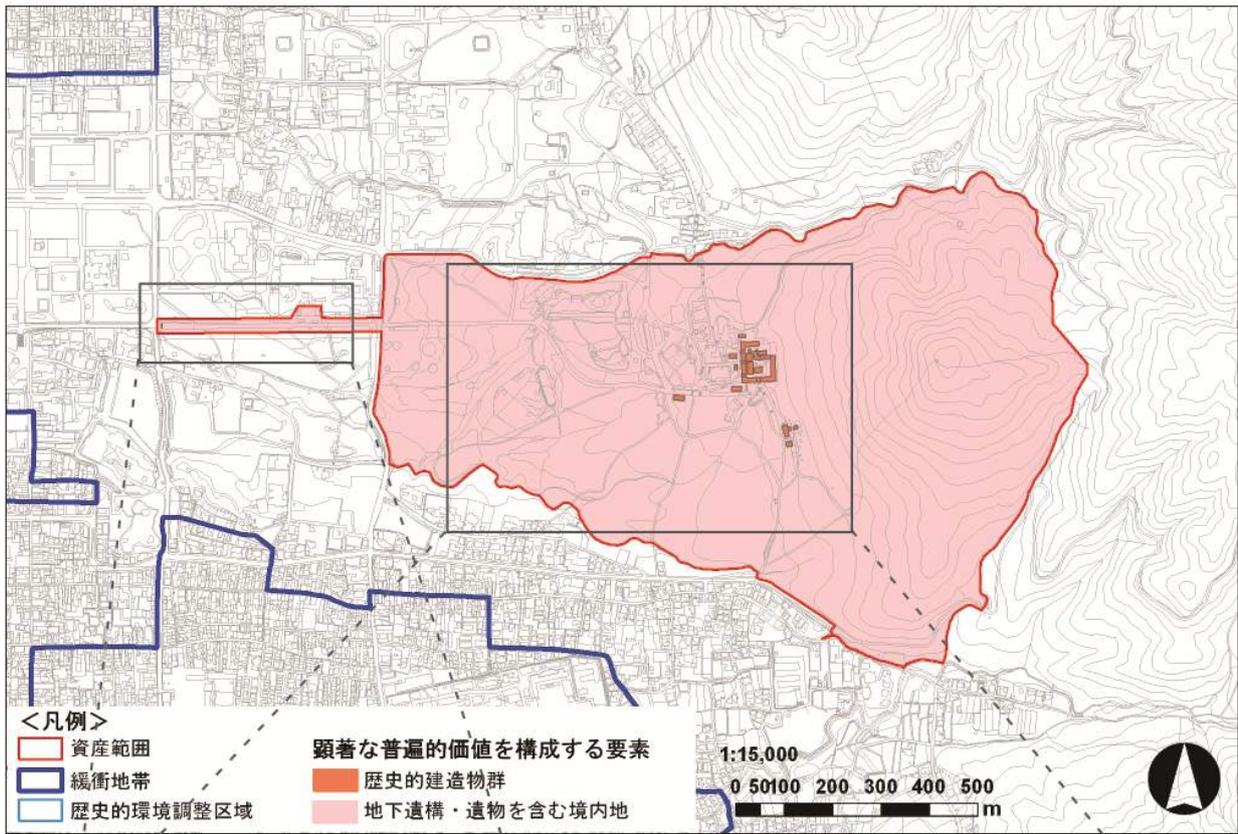


図5-4 本資産を構成する諸要素 (C 春日大社)

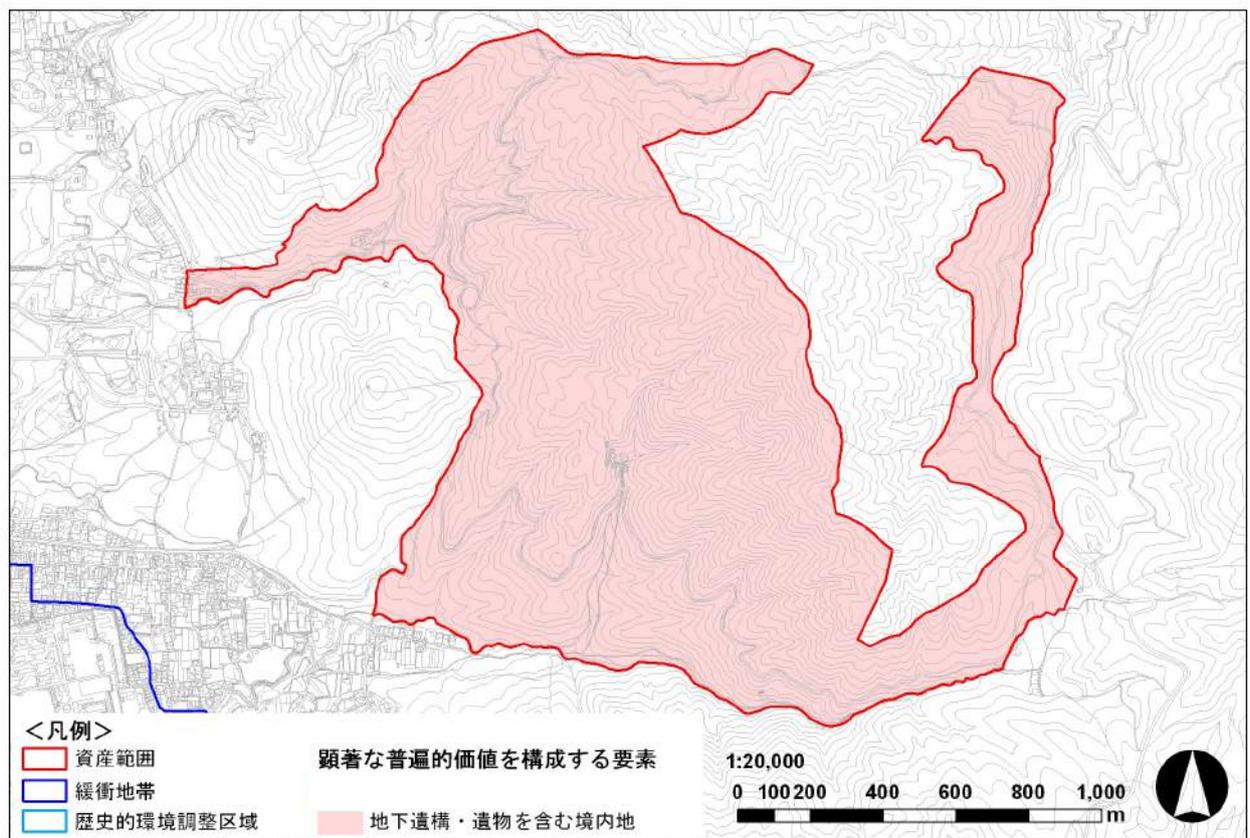


図 5-5 本資産を構成する諸要素 (D 春日山原始林)

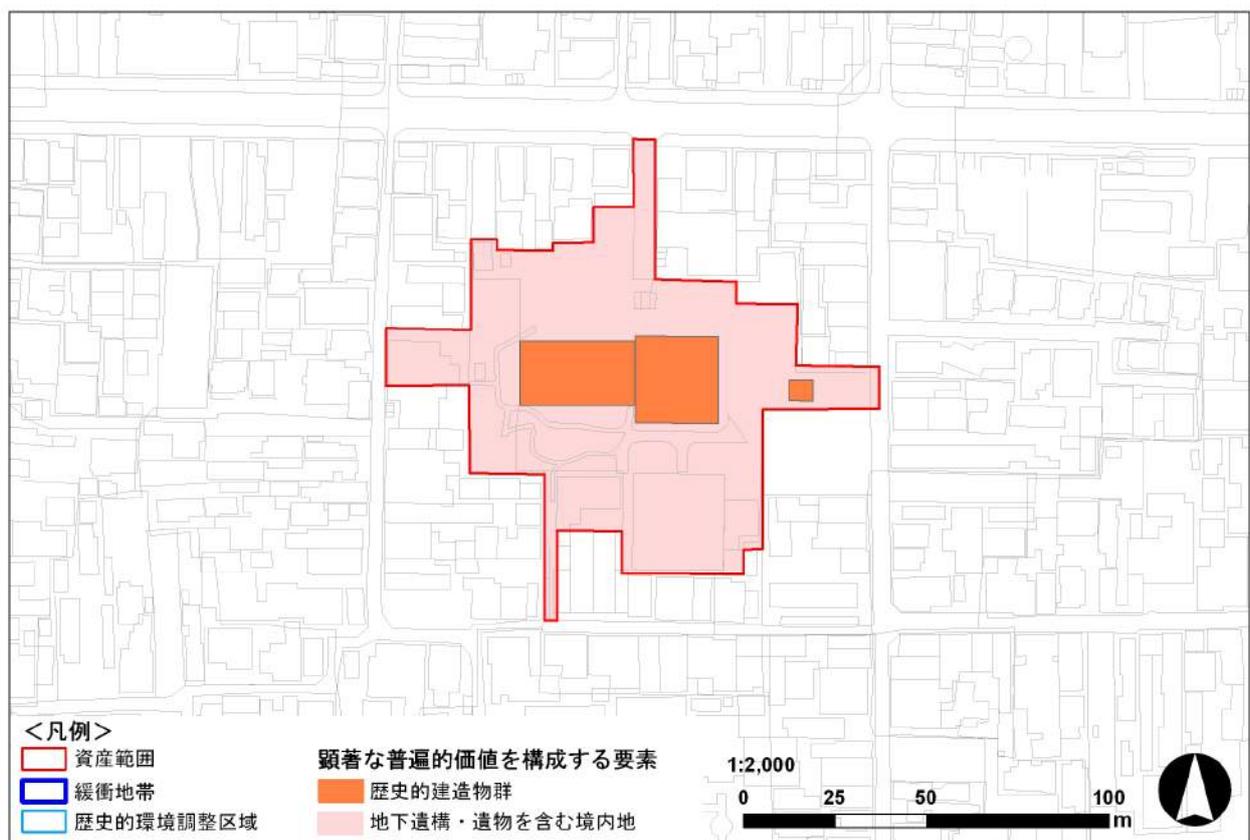


図 5-6 本資産を構成する諸要素 (E 元興寺)

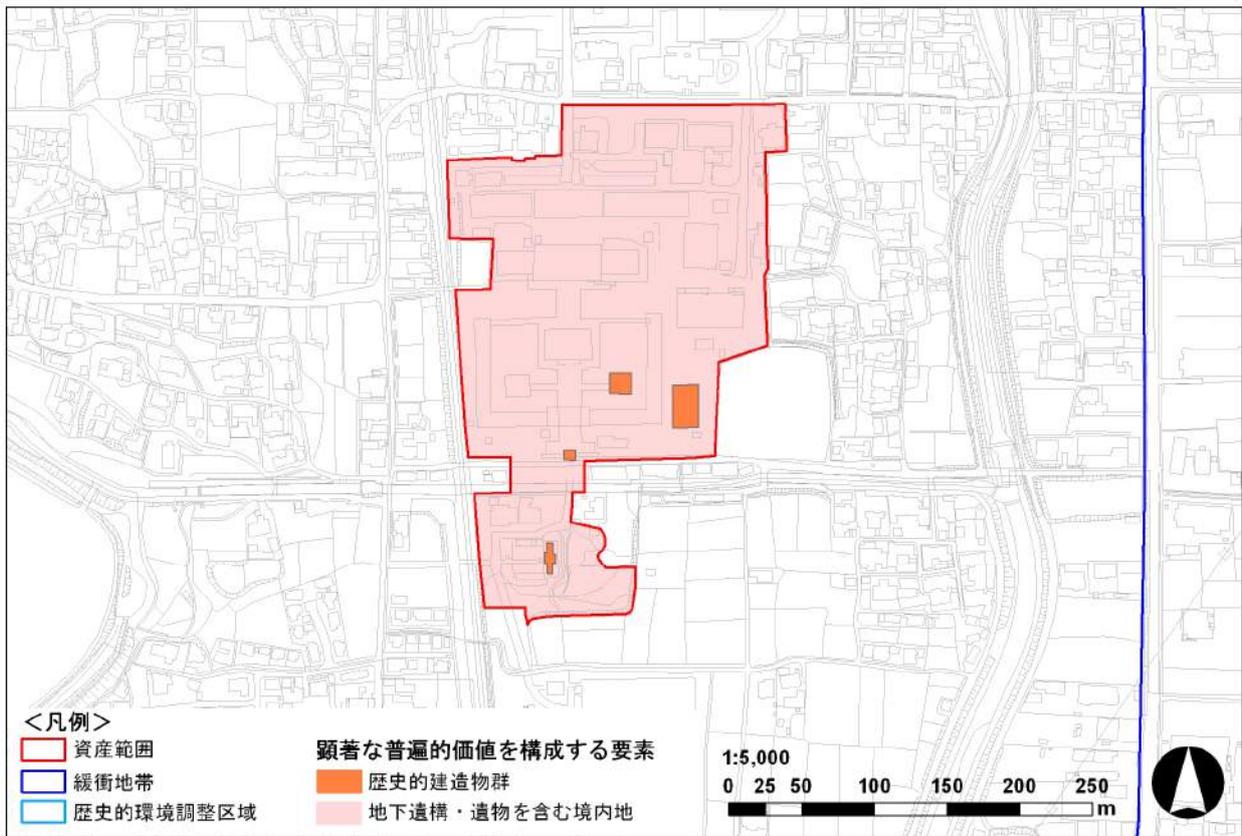


図 5-7 本資産を構成する諸要素 (F 薬師寺)

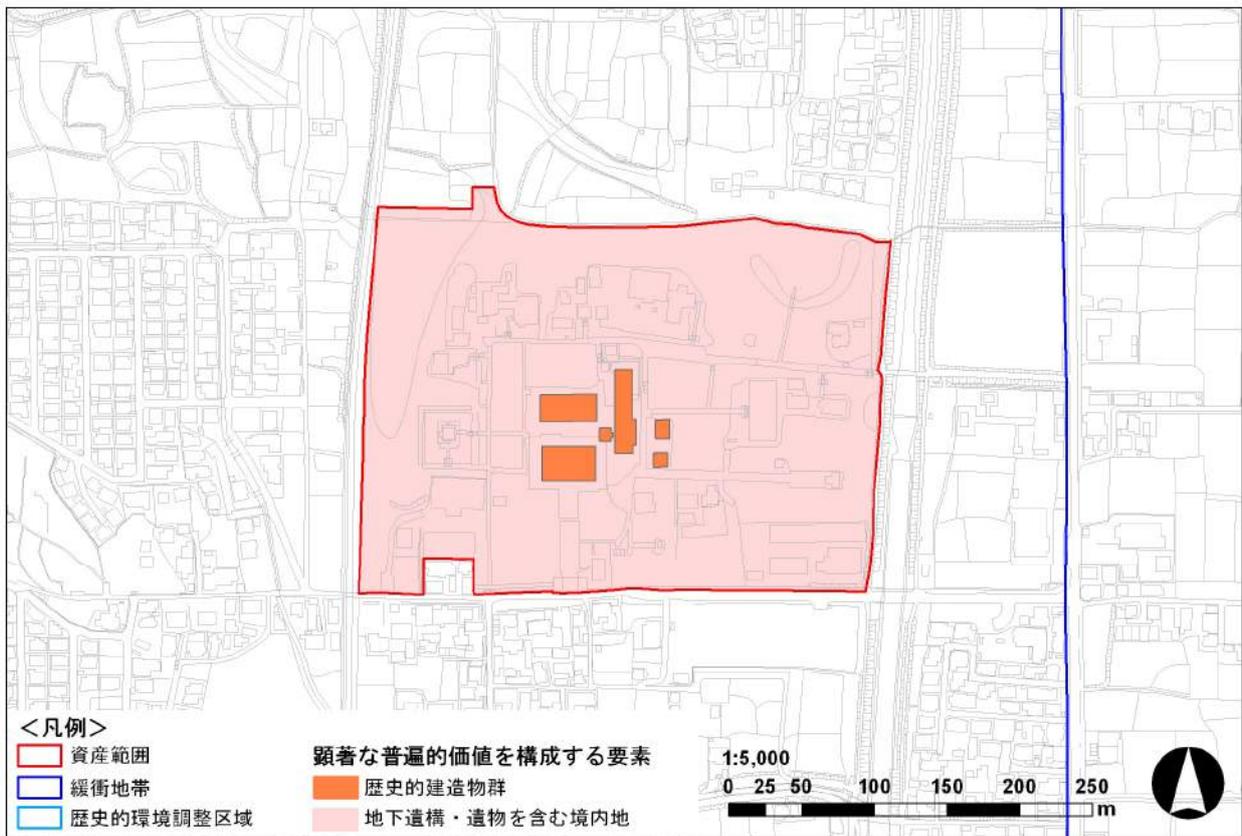


図 5-8 本資産を構成する諸要素 (G 唐招提寺)

5.2 要素の種別に応じた保存管理

「古都奈良の文化財」の顕著な普遍的価値を保存するためには、5.1 で特定した「顕著な普遍的価値を表す諸要素」を厳密に保存する必要がある。それ以外の要素については、「顕著な普遍的価値を表す諸要素」と調和したかたちで適切に維持管理を行い、必要性に応じて移設や撤去についても検討する。

一方、これら諸要素のどのような属性を保存していく必要があるかについては、地上の建築物を中心とする「寺院及び神社の境内・宗教建造物群」、自然物である森林とそこでの人間の営みが一体となった景観である「春日大社及び春日山原始林の神道思想に関連する文化的景観」、地下に残る遺構を中心とする「平城宮跡の考古学的遺跡」では異なる。

以上を踏まえ、要素の種別ごとに、以下の考え方に基づいて保存管理を行う。

表-5-1 要素の種別と保存管理の考え方 (1/2)

要素の種別		保存管理の考え方
寺院及び神社の境内・宗教建造物群	顕著な普遍的価値を表す諸要素	厳密な保存
	歴史的建造物群（国宝・重文）	木造建造物であることから、経年劣化等に対する修理を適切に行う必要があることを踏まえ、日常の維持管理、保存修理を行う。その際、意匠・形態、材料・材質、伝統・技術、位置・セッティングにおける真実性を維持する。 また、信仰、精神性といった無形の要素を保存する観点から、宗教建造物としての用途・機能を維持する。
	地下遺構・遺物を含む境内地（史跡）	地下遺構・遺物については、学術調査のため発掘する場合を除き、地下に保存された状態を維持する。 地上部については、信仰、精神性といった無形の要素を保存する観点から、宗教空間としての用途・機能を維持する。
	顕著な普遍的価値を表す諸要素と密接に関わる諸要素	適切な維持管理
	宗教空間を構成する工作物	歴史的建造物群と一体的に宗教活動に供する建造物等については、歴史的建造物群の意匠・形態、材料・材質、位置・セッティングと調和した適切な維持管理を行う。
	保存・活用のための施設等	便益施設（駐車場等）、管理施設、展示施設等については、保存・活用のための機能を発揮できるよう適切な維持管理を行う。 新設や更新にあたっては、文化財指定地外での実施可能性を第1に検討する。指定地内での整備が必要な場合も、文化財保護法に則って許可を得る必要があり、必要最小限の規模とし、最も影響が少ない場所を検討した上で、修景等を行う。
	顕著な普遍的価値と直接的な関係性のない諸要素	必要性に応じて、修景、移設、撤去等を行う。

表-5-1 要素の種別と保存管理の考え方 (2/2)

要素の種別		保存管理の考え方
春日大社及び春日山原始林の神道思想に関連する文化的景観	顕著な普遍的価値を表す諸要素	厳密な保存
	有形の要素	春日大社と春日山原始林は社殿等の人工物と社叢林等の自然物から構成される。社叢林を構成する木々は生きた植物であり、成長、枯死などの変化はさけられないが、人為的な改変や外来種の侵入など外的要因による変化を防止し、自然林としての姿を維持する。
	無形の要素	春日大社と春日山原始林の連続性、空間としての一体性、宗教空間若しくは聖域としての用途・機能、精神性・感性を維持する。
	顕著な普遍的価値を表す諸要素と密接に関わる諸要素	適切な維持管理
	宗教空間を構成する工作物	宗教活動に供する建造物等については、宗教活動上の機能を発揮できるよう適切な維持管理を行う。
	保存・活用のための施設等	便益施設（駐車場等）、管理施設、展示施設等については、保存・活用のための機能を発揮できるよう適切な維持管理を行う。 新設や更新にあたっては、文化財指定地外での実施可能性を第1に検討する。指定地内での整備が必要な場合も、文化財保護法に則って許可を得る必要があり、必要最小限の規模とし、最も影響が少ない場所を検討した上で、修景等を行う。
顕著な普遍的価値と直接的な関係性のない諸要素	必要性に応じて、修景、移設、撤去等を行う。	
平城宮跡の考古学的遺跡	顕著な普遍的価値を表す諸要素	厳密な保存
	地下遺構・遺物	学術調査のため発掘する場合を除き、地下に保存された状態を維持する。また、地下に残る木簡等の有機物遺物の保存のために必要な地下水位を維持する。 地上部の利用にあたっては、地下遺構・遺物の保存に影響を与えないこと、原状回復可能であることを条件とする。地上部に展示施設等を設置する場合は、適切な厚さの保護盛土の実施等により、地下遺構・遺物を確実に保存する。
	顕著な普遍的価値を表す諸要素と密接に関わる諸要素	適切な維持管理
	保存・活用のための施設等：遺構表示（復原展示を含む）	価値を伝えるための展示施設としての機能を発揮できるよう適切な維持管理を行う。
	保存・活用のための施設等：便益施設	便益施設（駐車場等）、管理施設、展示施設等については、保存・活用のための機能を発揮できるよう適切な維持管理を行う。 新設や更新にあたっては、文化財指定地外での実施可能性を第1に検討する。指定地内での整備が必要な場合も、文化財保護法に則って許可を得る必要があり、必要最小限の規模とし、最も影響が少ない場所を検討した上で、考古学的遺跡に相応しい景観形成を図る観点から、修景等を行う。
顕著な普遍的価値と直接的な関係性のない諸要素	必要性に応じて、修景、移設、撤去等を行う。	

5.3 文化財保護法、古都保存法、都市計画法、景観法等による資産に影響を与える要因への対応

第3章 資産及びその周辺環境の現状 で整理したユネスコ世界遺産センターへの定期報告様式（定期報告セクションⅡその3）に示された資産に影響を与える要因（p.31-32）のうち、資産範囲内の行為については、主として文化財保護法による現状変更等の制限により負の影響を防止する。緩衝地帯及び歴史的環境調整区域における行為については、本資産登録時点からの古都保存法、都市計画法、景観条例の規定に加えて、登録後に成立した景観法に基づき景観条例に追加された規制措置及び誘導措置によって、資産の価値に負の影響が及ぶことを防止する。

5.4 顕著な普遍的価値を守る人材の育成と確保

「古都奈良の文化財」の顕著な普遍的価値を将来にわたって確実に保存していくためには、各構成資産の直接の管理責任機関（社寺、奈良県、文化庁、国土交通省）、文化財行政を管轄する機関（奈良市教育委員会、奈良県教育委員会、文化庁）、周辺地域における開発行為を規制、誘導する機関（奈良市、奈良県、国土交通省）等の各部署において、世界遺産条約の目的や「古都奈良の文化財」の価値に関する正確な知識と文化遺産の保存管理に関する専門的な技術を有する人材を育成し、確保していく必要がある。

行政機関においては、担当者が数年で異動することが通例であることから、組織あるいは部署としての記憶、知識、技術の水準を維持するため、文化庁や奈良文化財研究所による研修への積極的な参加等により、知識の伝達や技術の継承を行うよう努める。

第6章 周辺環境との一体的な保全

6.1 構成資産との関係を踏まえた地域ごとの方向性の設定

世界遺産「古都奈良の文化財」の8つの構成資産は、奈良市中心部の東西に分かれて分布する。東側の東大寺、興福寺、春日大社、春日山原始林は、旧市街地と東の山並みとの境界部に位置し、元興寺は旧市街地中心部に位置する。西側の薬師寺・唐招提寺・平城宮跡は旧市街地西郊の田園地帯に位置するが、薬師寺・唐招提寺と平城宮跡の間は、東西に通る幹線道路に沿って市街化している。

構成資産の周辺は、現代社会において人々が生活を営む都市空間であり、古都の雰囲気を守りつつも、8世紀以降現在までの歴史の変遷を経て、それぞれ異なった性格、機能を有している。

このことから、地域ごとの特性を踏まえた保全の方向性を設定し、それぞれの地域に位置する構成資産を核にした一体的な保全を図る。

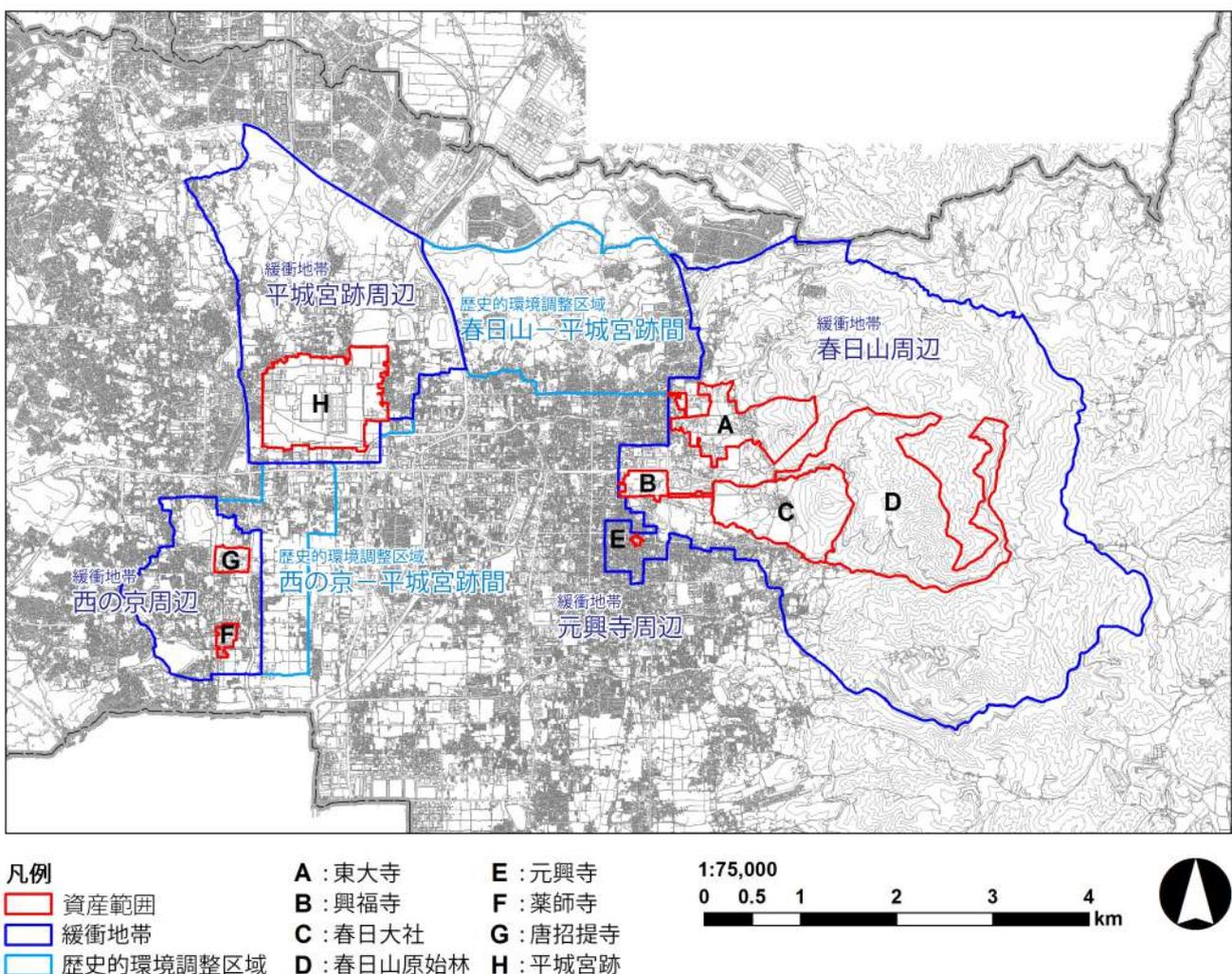


図6-1 「古都奈良の文化財」構成資産の分布と周辺環境

表 6-1 地域の特性を踏まえた保全の方向性

地域名		特性	保全の方向性	保全の手法
緩衝地帯	春日山周辺	<ul style="list-style-type: none"> 東大寺、興福寺、春日大社等の歴史的建造物と一体となる奈良公園の自然的環境と、山並みに連なる周囲の緑地・農地や低層市街地からなる歴史的景観 	<ul style="list-style-type: none"> 東大寺、興福寺、春日大社の周辺環境として相応しい歴史的風土、風致の保全と、緩衝地帯内の広範囲を占める都市公園、国定公園等の機能の両立を図る。 春日大社と春日山原始林が一体的に形成する文化的景観に対する眺望を保全する。 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風土特別保存地区（古都保存法）に係る現状変更の制限 風致地区（奈良市風致地区条例／都市計画法）に係る建築物の建蔽率・高さ・壁面後退距離・外観等の制限 史跡・名勝（文化財保護法）に係る現状変更等の制限 国定公園（自然公園法）に係る現状変更等の制限
	元興寺周辺（奈良町）	<ul style="list-style-type: none"> 奈良時代には広大な寺域を有していた元興寺の旧境内地とその周辺一帯に広がる、江戸時代末から昭和前期頃までの伝統的町並みの面影を伝える歴史的景観 	<ul style="list-style-type: none"> 元興寺の周辺環境として相応しい歴史的な町並みの保全と、地域住民の生活の場としての機能の両立を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 景観形成地区（なら・まほろば景観まちづくり条例）、歴史的景観形成重点地区（同／景観法）に係る建築物の配置・構造・高さ・外観等の制限
	西の京周辺	<ul style="list-style-type: none"> 薬師寺、唐招提寺と一体となる秋篠川から西の京丘陵にかけての自然的環境（緑地・農地）と、集落、低層住宅地からなる歴史的景観 	<ul style="list-style-type: none"> 薬師寺、唐招提寺の周辺環境として相応しい歴史的風土、風致を保全する。 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風土特別保存地区（古都保存法）に係る現状変更の制限 風致地区（奈良市風致地区条例／都市計画法）に係る建築物の建蔽率・高さ・壁面後退距離・外観等の制限
	平城宮跡周辺	<ul style="list-style-type: none"> 平城宮跡ならびに大型古墳群と一体となる佐紀丘陵の自然的環境（緑地・農地）と、集落、低層住宅地からなる歴史的景観 	<ul style="list-style-type: none"> 平城宮跡の周辺環境として相応しい歴史的風土、風致を保全する。 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風土特別保存地区（古都保存法）、歴史的風土保存区域（同）に係る現状変更の制限 風致地区（奈良市風致地区条例／都市計画法）に係る建築物の建蔽率・高さ・壁面後退距離・外観等の制限 第一種低層住居専用地域（都市計画法）に係る建築物の用途・建蔽率・容積率・高さ・壁面後退距離の制限

地域名		特性	保全の方向性	保全の手法
歴史的環境調整区域	春日山－平城宮跡間	<ul style="list-style-type: none"> 春日山周辺と平城宮跡周辺を東西につなぐ、市街地北端を画する佐保丘陵の自然的環境（緑地）と、低層住宅地からなる区間 	<ul style="list-style-type: none"> 春日山周辺と平城宮跡周辺の歴史的景観の視覚的一体性を担保する歴史的な環境を維持する。 特に、平城宮跡から東大寺大仏殿や興福寺五重塔とともに視認される丘陵に対する眺望を保全する。 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風土特別保存地区（古都保存法）に係る現状変更の制限 風致地区（奈良市風致地区条例／都市計画法）に係る建築物の建蔽率・高さ・壁面後退距離・外観等の制限 高度地区（都市計画法）に係る建築物の高さの制限
	西の京－平城宮跡間	<ul style="list-style-type: none"> 西の京周辺と平城宮跡周辺を南北につなぐ、奈良盆地平野部に広がる自然的環境（農地）と、低層住宅地からなる区間 	<ul style="list-style-type: none"> 西の京周辺と平城宮跡周辺の歴史的景観の視覚的一体性を担保する歴史的な環境を維持する。 また、大池から東大寺大仏殿や興福寺五重塔に対する眺望を保全する。 	<ul style="list-style-type: none"> 第一種低層住居専用地域（都市計画法）に係る建築物の用途・建蔽率・容積率・高さ・壁面後退距離の制限 高度地区（都市計画法）に係る建築物の高さの制限 市街化調整区域（都市計画法）に係る開発行為、建築行為の制限 歴史的景観形成重点地区（なら・まほろば景観まちづくり条例／景観法）に係る建築物の配置・構造・高さ・外観等の制限

6.2 地域住民の生活との共存

「古都奈良の文化財」が位置する奈良市は、日本を代表する歴史都市のひとつであり、日本の歴史文化を求める多くの観光客が国内外から訪れる国際文化観光都市である。日本国内各地の小中学校の主要な修学旅行先でもあり、生きた教材となっている。「古都奈良の文化財」を構成する社寺は、いずれも我が国を代表する仏教寺院又は神社であり、僧侶や神職が日常的に宗教活動を行い、多くの参拝者が訪れる信仰の場所でもある。

奈良が1300年以上にわたって都市として存続し、上記のような現在の姿があるのは、平城京に築かれて以来の歴史を有する文化遺産が存続してきたためである。したがって、そうした文化遺産をこれからも保護していくことが、地域住民の生活を支えることになる。

一方で、高度成長期以降の社会の変化や、価値観の多様化等を踏まえ、文化遺産や歴史的環境の保全と地域住民の生活との調整も図っていく必要がある。

特に、周辺環境において「古都奈良の文化財」の価値と調和した景観を維持改善する上では、地域住民の理解が不可欠である。歴史や文化に対して高い関心をもつ住民も多く、中には文化財保護指導委員や各種のボランティアといった形で世界遺産や文化財の保護に関わる人たちも多く存在するが、地域住民の生活との共存を持続する観点から、さらに多くの人たちに理解を広げ、深めていくことが重要である。

そのため、世界遺産「古都奈良の文化財」の価値や保全状況について周知し、文化財保護や景観保全等の取り組みに住民からの情報、意見、要望等を反映させるとともに、住民による主体的な取り組みを支援するなど、地域住民が世界遺産の保全に関わる機会を確保する。

第7章 公開・活用の促進

7.1 各構成資産の特質に基づいた公開・活用

(1) 寺院及び神社の境内・宗教建造物群の公開・活用

「古都奈良の文化財」を構成する各寺院、神社は、現在も宗教施設として機能しており、同時に日本を代表する文化財建造物や彫刻等の鑑賞に訪れる一般の観光客を受け入れている。公開・活用は、各社寺が主体となっていく。

公開・活用のために必要な施設整備を行う場合には、地下の遺構を含めて顕著な普遍的価値を構成する要素を損ねないことを前提とし、文化財保護法に基づく法的手続きを経て、文化庁長官の許可を得た上で実施する。

(2) 春日大社及び春日山原始林の神道思想に関連する文化的景観の公開・活用

春日大社と春日山原始林により形成される文化的景観は、資産外部の奈良市内各所から視認される景観と、資産内部の春日大社境内において周辺に視認される景観が主となる。古来聖地として狩猟と伐採が禁止されてきた春日山原始林は、現在も遊歩道を除いて立ち入りが禁止されており、今後も一般の立ち入りは遊歩道に限定する。

(3) 平城宮跡の考古学的遺跡の公開・活用

地上にほとんど痕跡を残さない平城宮跡の価値を伝達するには、地下遺構を地上に表現する必要がある。このことから、文化庁は、昭和 52（1978）年に「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想」、平成 20（2008）年 5 月に「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」を策定し、保存整備の基本方針とゾーニングを設定している。その考え方は、国営公園としての整備にあたり国土交通省が平成 20（2008）年 12 月に策定した「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域 基本計画」においても踏襲されている。

平城宮跡の公開・活用にあたっては、地下遺構を適切な厚さの土で被覆するとともに、地下に埋蔵された木簡などの木質遺物が適切に保存されるよう地下水位への影響を及ぼさないことを前提に、今後この基本方針及びゾーニングに従って、多様な手法を用いた保存整備を実施する。

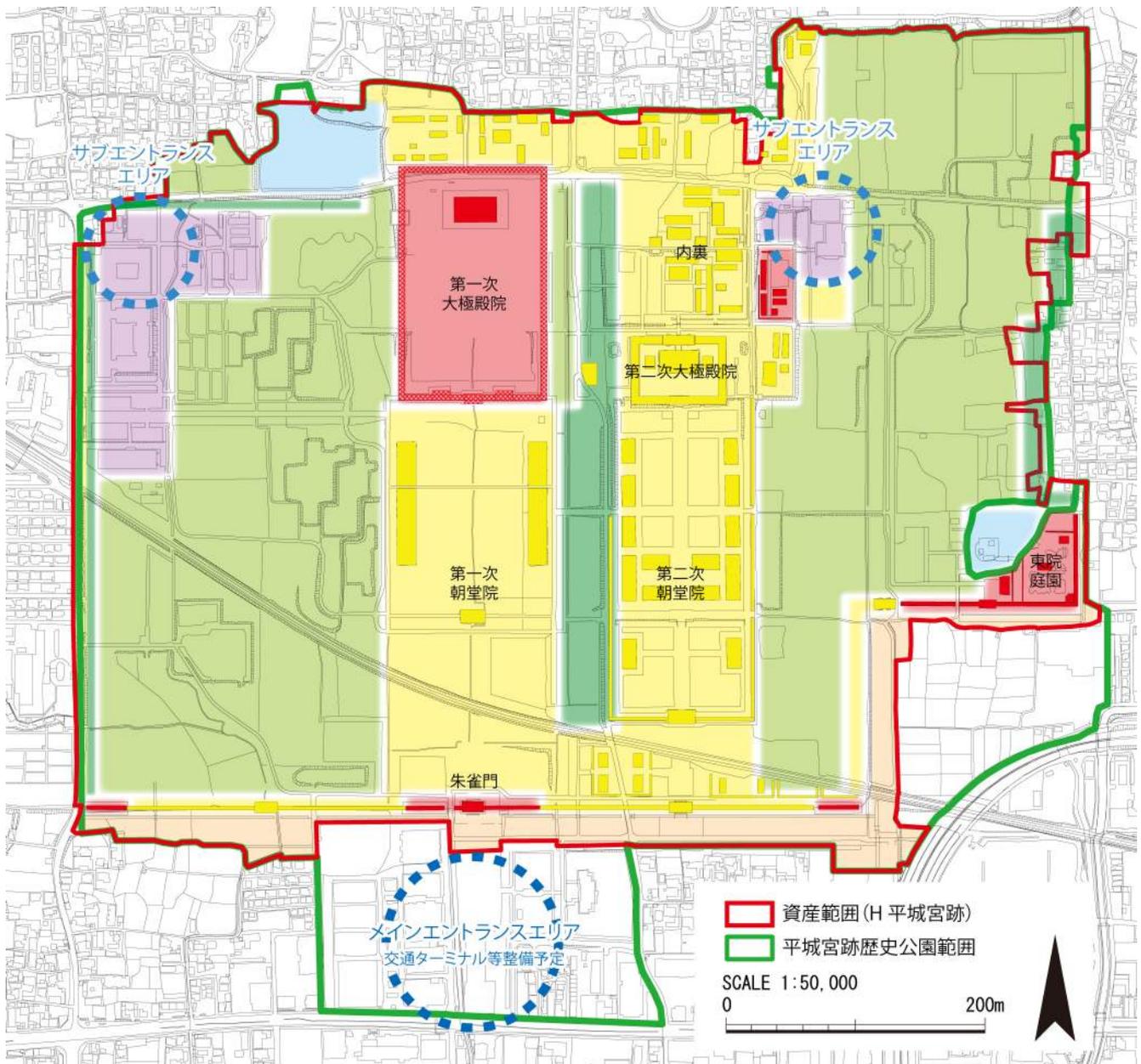
「復原」整備については、遺構保存に支障がないことを前提とした上で、原則として遺構の直上で実施する。実施までに、「復原」模型の製作を行うことはもちろん、図面については全体から細部にわたるまで幾通りもの案を作成して、長所や欠点、不明点等について検討を行う。学識経験者や関係機関の代表者で構成する検討委員会を設置し、慎重に作業をすすめる。十分な発掘調査・研究成果を基にした整備を基本とするが、安全性や公園利用のことも踏まえて実施する。

また、国の文化審議会や、文化庁に置かれている専門委員会でどこまで「復原」が許容できるのか、個別のケースに合わせて厳密かつ技術的な検討を行い、現状変更に関する文化庁長官の許可（又は同意）を得る法律上の手続きを経る。

「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想」基本方針

平城宮跡を「遺跡博物館」として、以下の3つの機能をもとに、段階的・計画的に整備を進める。

- ① 国民各層が古代都城文化を体験的に理解できる場とする
- ② 調査・研究向上の拠点とする
- ③ 遺跡・遺物の保存修復・整備に関する技術開発・技術蓄積の場とする



- | | |
|--|---|
| <div style="background-color: yellow; width: 20px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 遺構表示ゾーン
<div style="background-color: yellow; width: 10px; height: 10px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"></div> :表示遺構 | 発掘調査の成果をもとに、部分復原・立体的な遺構表示・平面的な遺構表示等の各種手法により、原位置の地表に遺構の存在を明示する。活用上は、奈良時代におけるそれぞれの地区の形態や機能に関する一定の情報を提供するゾーンとなる。 |
| <div style="background-color: red; width: 20px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 建物等復原ゾーン
<div style="background-color: red; width: 10px; height: 10px; border: 1px dashed black; margin-bottom: 5px;"></div> :復原建造物
<div style="background-color: red; width: 10px; height: 10px; border: 1px dotted black; margin-bottom: 5px;"></div> :復原予定建造物 | 発掘調査の成果を中心に各種調査研究を進め、それらの成果を結集して、原位置における可能な限り厳正な建物等の復原を行う。活用上は、奈良時代の平城宮を視覚的に体感できるゾーンとなる。 |
| <div style="background-color: orange; width: 20px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 南面等整備ゾーン | 平城宮跡に接する古代の条坊道跡であり、可能な範囲で、街路樹等も含めた道路の復元的整備を行う。活用上は、本来の機能を踏襲した園路として機能することになる。 |
| <div style="background-color: green; width: 20px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 緑陰ゾーン | おもに道路・住宅等からの遮蔽ならびに修景を目的とした植栽を行う。 |
| <div style="background-color: purple; width: 20px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 研究・管理・展示施設ゾーン | 平城宮の研究・管理・遺物収蔵等の施設ならびに平城宮に関する情報提供等を行う展示施設からなり、平城宮研究の拠点となる機能と来訪者への平城宮関連の情報提供を行う機能を持つ。 |
| <div style="background-color: lightgreen; width: 20px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 池沼・草園・広場等ゾーン | 遊水池機能を有する現況の池沼は維持するとともに、必要に応じて広場を保全管理し、その他は草園として良好な維持管理を行う。活用上は、緑地としての日常の多目的な活用を中心に、催事等の会場としての活用にも対応する地区となる。 |
| <div style="background-color: lightblue; width: 20px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 現況の環境を保全する地区 | |

図 7-1 平城宮跡整備ゾーニング図
 (「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」をもとに作成)

地下遺構を地上に表現する表示手法と実施場所

1. ツゲの木を柱状に刈り込んで建造物の柱の位置を示すとともに、建造物自体の空間的なボリュームを象徴的に表現する手法：天皇の居処であった内裏区域
2. 基壇と礎石を伴う建造物に関して、現代の石材を用いて地上に平面規模のみを表現する手法：8世紀後半に儀式の中心的な場所として使われた区域
3. 地下遺構の上にシェルターを架け、来訪者が発掘調査で明らかとなった地下遺構を間近に見ることができるようにする手法
4. 往時の空間と建造物の姿を原寸大の規模・形態の下に表現する手法（「復原」）：以下の4か所に限定し、「復原」の原則に従って実施
 - ① 行政機関の一つである宮内省官衙区域（昭和 49〔1974〕年に南殿が完成、公開開始。平成 12〔2000〕年までに南殿第二殿、西南殿、西北殿、北門、南門、築地（一部除く）が完成。）
 - ② 南面正面である朱雀門（平成 10〔1998〕年完成、公開開始）
 - ③ 東院庭園：大きな庭石を原位置において露出させるとともに、それ以外の園池を礫で覆って修復（平成 10〔1998〕年公開開始、平成 12〔2000〕年完成）
 - ④ 儀式空間の中心を成す第一次大極殿院（平成 22〔2010〕年に第一次大極殿正殿が完成。築地回廊（東面回廊、西面回廊、北面回廊、南面回廊）、内庭広場、南門、東西楼については平成 27〔2015〕年以降着工予定。なお、第一次大極殿院の概要等の展示を行う展示用スペースを西面回廊、西楼に確保する。）

その他、当面の間発掘調査を行う予定がない地域において、特別な表示は行わず、地下遺構の保存のために草地や湿地とする場所もある。

第 35 回世界遺産委員会の決議に対する政府回答（平成 25〔2013〕年 1 月）添付資料をもとに作成

考古学的遺跡における歴史的建造物の「復原」の原則

1. 「復原」された部分は、元の歴史的な遺構の保護のために必要とされ、有益なものである。また、「復原」は、来訪者にとって完全な情報提供と表現を提供することのみならず、研究者にとってもさらなる研究を促進できるという点において十分な助けとなることから、広く世界的に復原に対して必要とされる事項が存在する。このような「復原」がもつ機能については、平成2（1990）年にイコモスがスイスのローザンヌにおいて採択した「考古学的遺産の保護・管理に関する国際憲章」の第17条（第3段落）においても明確に指摘されているところである。
2. 原寸大のプレゼンテーション（いわゆる「復原」）は、現にある真実性の高い歴史的・考古学的遺構に対して、いかなる損傷又は負の影響をもたらすものではない。
3. 遺跡の状態に忠実であるために、「復原」は、歴史的な記録、考古学的な出土品、及びその他の関連する収集文書等によって証明されなければならない。
4. 「復原」に際しては、資産の歴史的な変遷・進化に即して、可能な限り同種の材料及び伝統的な技法・技術が使用されなければならない。
5. 復原された部分（復原物）が適切でないと判断された場合には、是正又は歴史的資産の元の状態に復旧できるようにしておくことが求められる。

第35回世界遺産委員会の決議に対する政府回答（平成25〔2013〕年1月）添付資料より

7.2 調査・研究の継続と成果の発信

8世紀の日本の都の姿を今日に伝える「古都奈良の文化財」の価値は、建造物の修理や遺跡の発掘等を機に精緻に行われてきた長年にわたる調査・研究の成果により明らかにされてきたものである。遺跡における建造物の「復原」整備もまた、工法や技術、材料の調査・研究、実験の大きな機会となってきた。

一方で、8世紀の日本の都の姿は完全に解明されたわけではない。各構成資産は、8世紀の日本の都の姿、さらには9世紀以降の日本の歴史を知るための情報源として、極めて高い学術的価値、可能性を有しており、今後の調査・研究によりさらなる発見がなされることが期待される。

このことから、平城宮跡をはじめ、各社寺においても、発掘調査等を含めた調査・研究を計画的に継続するとともに、その成果を国内外に広く発信し、歴史の解明の一助としていく。

第 8 章 モニタリング

平成 13（2001）年以降、奈良県及び奈良市は、文化庁が定めた表 8-1 の項目を「保全状態の測定にかかる指標」として毎年モニタリングしている。ユネスコ世界遺産委員会への定期報告の際の基礎資料となるものであり、今後も継続する。過去に世界遺産委員会から報告が求められた事案のうち、引き続き進捗状況の報告を行うことになっているもの等については、モニタリング項目 B-1 登録資産の保護措置に記載する。

定期報告のうち、国内の世界遺産全般に関するセクションⅠは国が作成し、個別の遺産の保全状態に関するセクションⅡは関係都道府県が作成することになっている。「古都奈良の文化財」に係るセクションⅡは、文化庁の確認を受けながら主に奈良県が作成し、奈良市もこれに協力する。

奈良県では、指標作成は教育委員会文化財保存課、セクションⅡ作成は教育委員会文化財保存課と文化振興課が担当し、文化振興課が取りまとめる。奈良市では、指標作成・セクションⅡ作成協力とも主に教育委員会文化財課が担当する。

【モニタリングの組織体制】

（1）担当組織

名称：奈良市教育委員会
担当課：文化財課
所在地：奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

（2）指導組織

名称：奈良県教育委員会
担当課：文化財保存課
所在地：奈良市登大路町 30 番地

名称：奈良県
担当課：文化振興課
所在地：奈良市登大路町 30 番地

（3）監督組織

名称：文化庁
担当課：文化財部建造物課、記念物課
所在地：東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 2 号

表 8-1 モニタリング項目と内容

大項目	小項目	内容
A 序	1. 世界遺産の名称 2. 暫定リスト記載年、推薦年、登録年 3. 登録基準 4. 登録の意義 5. 登録資産一覧	<ul style="list-style-type: none"> 登録時からの変更の有無、変更の内容
B 登録資産	1. 登録資産の保護措置	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法に基づく保護措置の変更の有無 その他関連法令に基づく保護措置の変更の有無 管理計画、整備計画の作成状況の更新 地域住民との連携協力体制の更新 世界遺産委員会からの勧告の有無、内容、対応措置
	2. 登録資産の保全状態	<ul style="list-style-type: none"> 毀損の状況（原因、日時、毀損規模、対応、資産価値への影響） 登録資産（建造物）の修理の状況 登録資産（史跡・名勝）の整備の状況 現状変更行為・保存に影響を及ぼす行為の許可状況（文化財保護法、その他の法令）
	3. 登録資産の防災・管理	<ul style="list-style-type: none"> 登録資産が直面するあるいはその可能性のある危険 危険に対する備え（防災措置） 防火管理体制
C 緩衝地帯	1. 緩衝地帯の状況	<ul style="list-style-type: none"> 利用規制のための関係法令 緩衝地帯の範囲 緩衝地帯の状態 緩衝地帯の管理体制（自治体内、地域住民）
	2. 緩衝地帯での開発行為等	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令のもとで許可、指導、勧告の対象となった開発行為等
D 調査研究	1. 登録資産の価値に関する調査研究等とその成果	<ul style="list-style-type: none"> 研究名、期間、実施者、方法・内容、得られた成果、報告書の作成（名称と概要）
	2. 登録資産の保護に関する科学的研究	<ul style="list-style-type: none"> 国内・国際専門家会議等 科学的研究
E 教育・普及・啓発・活用	1. 世界遺産に関する紹介・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 施設（世界遺産の表示板等） 印刷物等（地方自治体が作成したもので、主要なもの）
	2. 公開シンポジウム、セミナー、写真展の開催等（主要なもの）	<ul style="list-style-type: none"> 名称、開催年月、開催場所、主催者・共催者、内容（テーマ、参加者人数等）
	3. 学校教育との連携	<ul style="list-style-type: none"> 初等中等教育機関（教材、見学・研修・実習等、その他の学校向け教育プログラム） 高等教育機関（教材、見学・研修・実習等、その他の学校向け教育プログラム）
	4. ユネスコ事業（ユースフォーラム等）への参加状況	<ul style="list-style-type: none"> 事業名 概要
F 保存管理体制	1. 保存管理の組織体制	<ul style="list-style-type: none"> 登録資産の所有者または管理団体 指導組織 監督組織 協力組織

大項目	小項目	内容
G 監視活動(モニタリング)	1. モニタリングの組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・担当組織 ・指導組織 ・監督組織 ・協力組織
	2. 物件の保全状態を測定するための主要指標	<ul style="list-style-type: none"> ・主要指標 ・測定装置の設置状況 ・測定方法・結果 ・監視活動の実施者・協力者
H 交流	1. 国内の他の世界遺産管理団体等との交流	<ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産名 ・管理団体名等
	2. 他国の世界遺産管理団体等との交流	<ul style="list-style-type: none"> ・交流事業を行った年月日 ・交流事業の内容とその成果
I 資料統計	1. 観光	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問者数（奈良市内の入込み客数、登録資産ごとの拝観者数） ・観光関連産業（奈良市内の宿泊施設数、宿泊客数、小売業事業所数・販売額、飲食業事業所数） ・観光関連施設（施設名、公開時間、利用料金、利用者数）
	2. 資産を取り巻く社会経済状況（奈良市内）	<ul style="list-style-type: none"> ・住民構成（人口、総世帯数、男女年齢別人口、男女別就業人口） ・主な地場産業（業種、土地利用状況） ・交通機関（主要交通機関及び交通網、道路交通量、登録資産との交通連絡手段）

第9章 包括的保存管理の充実

本包括的保存管理計画の確実な実施と保存管理の充実を図るため、以下の取り組みを進めることとする。

(1) (仮称) 連絡調整会議の設置

- ① 実施主体：奈良県及び奈良市
- ② 実施時期：平成 27 (2015) 年
- ③ 目的

「古都奈良の文化財」の保存と活用に関わる関係部局の連絡調整の場を定期的に設けることで、最新の保全状況と課題を共有し、包括的保存管理計画の徹底を図る。

- ④ 概要

- ・保全状況の共有

世界遺産条約に基づく定期報告を行うため毎年実施している、本資産の保全状況に関する関係部局からの情報収集の機会を活用し、収集した情報の集約、関係部局間での共有を図り、保存管理上の課題の有無を把握して対応の調整を行う。

- ・世界遺産の保存管理に関する国内外の動向把握

本資産の保存管理の参考とするため、世界遺産の保存管理に関する国内外の最新の動向について事例収集、研究を行い、関係部局間での共有を図る。

- ・関係者・関係機関との連携

関係社寺、学識経験者、地域企業、NGO、地域住民等との連携についても検討する。

(2) 景観計画の改正

- ① 実施主体：奈良市
- ② 実施時期：平成 28 (2016) 年
- ③ 目的

平成 24 (2012) 年に策定された「奈良市眺望景観保全活用計画」の基本的な考え方を景観計画に反映させることで、緩衝地帯及び歴史的環境調整区域の保全の充実をはかる。

- ④ 概要

- ・眺望景観の保全・活用の導入

構成資産間の眺望や、緩衝地帯の各地域間の一体性や眺望の担保に資する、眺望景観の保全・活用制度を導入する。

- ・大規模建築物等に対する景観影響評価の導入及びデザインガイドラインの改訂

大規模建築物及び工作物について、あらかじめ周辺景観及び眺望景観への影響を予測する景観影響評価を導入する。具体的には、事業者が景観シミュレーション等に基づく自己評価として「景観影響評価書」を作成し、市長が奈良市景観審議会の意見を聴き、その結果を事業者に通知する。

また、大規模行為景観デザインガイドラインを、地域特性に応じた色彩基準の設定等を

含むよう改訂し、より効果的な景観誘導を図る。

- ・景観形成重点地区の拡充及びデザインガイドラインの改訂

元興寺の緩衝地帯を含む奈良町歴史的景観形成重点地区の拡大、薬師寺の緩衝地帯を含む薬師寺周辺歴史的景観形成重点地区の新設を実施し、地区の特徴に応じた景観形成を推進する。

また、景観形成重点地区のデザインガイドラインを、地域特性に応じた色彩基準の設定等を含むよう改訂し、より効果的な景観誘導を図る。